

# 規制の事前評価書

担当課 経済取引局総務課

## 1. 評価対象施策

消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、独占禁止法の特例に係る立法措置を講じる。

### 【具体的内容】

- 1 事業者又は事業者団体が行う、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）を、独占禁止法の適用除外とする。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、事業者が不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにするとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるときは、適用除外とならない。
- 2 転嫁カルテル又は表示カルテルを行う事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出る必要がある。
- 3 転嫁カルテルが複数の事業者の間で行われる場合には、転嫁カルテルに参加している事業者の3分の2以上が中小事業者である必要がある。転嫁カルテルが事業者団体で行われる場合には、その事業者団体の構成事業者の3分の2以上が中小事業者であり、又はその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である必要がある。

## 2. 評価の実施時期

平成25年3月

## 3. 規制の目的、内容及び必要性等

### (1) 規制の現状

現状において、転嫁カルテル及び表示カルテルは独占禁止法の適用除外になっていない。

## (2) 規制の目的、内容及び必要性

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）が成立し（平成24年8月22日公布）、平成26年4月1日及び平成27年10月1日に、消費税の税率（地方消費税を含む。以下同じ。）がそれぞれ8%及び10%に引き上げられることが予定されている。

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者が負担することが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業者にとって最大の懸念事項の一つとなっている。今般の消費税率の引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるため、平成9年の消費税率引上げ時に比して消費税転嫁のための価格引上げを、特に価格交渉力が弱い中小事業者が行いにくいのではないかと懸念が大きい状況にある。そのため、政府として、消費税導入時に転嫁対策として実施した転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法適用除外制度の導入を含めて、転嫁対策を行うことが求められているところである。

上記転嫁対策の一つとして、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届け出て行う転嫁カルテル及び表示カルテルを、時限的に、独占禁止法の適用除外とすることにより、特に価格交渉力が弱い中小事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁することが容易となるようにする（規制の具体的な内容は1. 参照）。

## 4. 想定される代替案

消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方について周知徹底を図るほか、当該行為に関する事業者又は事業者団体からの相談対応の充実を図る。

## 5. 規制の費用

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

転嫁カルテル又は表示カルテルを行おうとする事業者又は事業者団体において、届出に伴う費用が発生する。

#### ② 代替案

遵守費用は発生しない。

### (2) 行政費用

#### ① 本案

届出を受理する公正取引委員会において、同受理に伴う費用が発生する。

## ② 代替案

公正取引委員会において、消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方について、パンフレットの作成・配布、説明会の開催等による周知徹底及び相談対応の充実に伴う行政費用が発生する。

## (3) その他社会的費用（競争環境に与える影響）

### ① 本案

転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法の適用除外を認めることにより、業界のカルテル依存体質を形成・助長することになる懸念及び転嫁カルテル等に乗じて本体価格（消費税を転嫁する前の価格）のカルテルが行われ、当該カルテルの対象となった商品又は役務の購入者等が本来負担する必要がない費用を負担することになる懸念がある。

### ② 代替案

社会的費用は発生しない。

## 6. 規制の便益

### (1) 本案

本案により、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に届け出ることによって、転嫁カルテル又は表示カルテルを行うことが可能となり、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われやすくなる。

また、本案により、どのような行為が独占禁止法上問題とされないか明確になり、事業者の予見可能性が向上する。

### (2) 代替案

代替案により、消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為について、原則として独占禁止法の問題となるもの、ならないもの等が一定程度明確になる。

## 7. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### (1) 本案における比較

本案により、遵守費用、行政費用のほか、業界のカルテル依存体質を形成・助長することになる懸念及び転嫁カルテル等に乗じて本体価格のカルテルが行われる懸念が発生することとなる。

一方で、上記適用除外を認めることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われやすくなるという便益が見込まれる。

上記適用除外は、公正取引委員会への届出を条件としており、また、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を維持し若しくは引き上げることとなるなどの場合には認められないほか、今

般の消費税率引上げ時に限って認められる時限的なものであることに鑑みると、規制の費用は限定的かつ時限的なものであると考えられ、規制の便益は費用の発生というマイナスの効果を上回るものと考えられる。

## (2) 代替案との比較

本案は代替案と比較して、費用の面で劣るが、便益の面でそれ以上に優れている。

つまり、代替案は、消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する行為についての独占禁止法の考え方が一定程度明確になるという便益はあるが、今般の消費税率の引上げが、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施されるものであるところ、本案に比べて、事業者又は事業者団体が、消費税の転嫁のための実効性のある取組を行うことができず、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われない懸念がある。また、事業者又は事業者団体の個別の取組に対する法適用の可能性が排除されないため、事業者の予見可能性の向上は低いものとなる。

以上のことから、本案の方が代替案よりも適当であると考えられる。

## 8. 有識者の見解その他関連事項

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」において、以下の条文が規定されている。

第七条 第二条及び第三条の既定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づく速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ～ニ（省略）

ホ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税（地方消費税を含む。以下ホからトまで及びヌにおいて同じ。）の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1)～(5)（省略）

(6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。

平成25年1月24日、自由民主党・公明党において取りまとめられた「平成25年度税制改正大綱」において、以下の記載が盛り込まれている。

第一 平成25年度税制改正の基本的考え方

2 社会保障・税一体改革の着実な実施

(3) 消費税引き上げに伴う対応

③ その他消費税引き上げに係る措置

ロ 転嫁対策

今般の一体改革では、二度にわたる消費税率の引上げを予定していることから、中小事業者から価格転嫁に関する不安の声が多く寄せられている。今回の税率引上げにあたっては、下請法の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないうよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要がある。このような観点から、自由民主党及び公明党は、税制抜本改革法案の審議過程において、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置を講ずるべきと主張し、その旨の規定を追加したところである。この法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現する。

**9. 一定期間経過後の見直し（レビュー）を行う時期又は条件**

—（転嫁カルテル及び表示カルテルに対する独占禁止法適用除外制度は平成29年3月31日までの時限的な措置である。）